

資 料 編



環 境 行 政 の 経 過

1. 戦前の公害防止対策

本市における公害問題とその対策の歴史は古く、明治16～17年に紡績工場のばい煙が問題化し、その取締りのため明治21年に全国に先がけて、旧市内に煙突を立てる工場の建設を禁ずる旨の府令が出され、さらに明治29年には、「製造場取締規則」（府令21号）が制定された（ここで、わが国初めて「公害」という用語が使われた）。その後、大正14年の第2次市域拡張以後、工業化が更に進み、大阪市立衛生研究所（現、市立環境科学研究所）において降下ばいじんの測定を開始し、このときの調査では、降下ばいじんは1日平均5トンという記録が残っている。

昭和2年、本市は「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施しており、同6年には、ばい煙防止規則の制定について、国および府に建議書を提出、ついに翌年6月3日、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布された。

2. 戦後から昭和30年代

第2次世界大戦後、ようやく復興のきざしが見え、産業活動が活発化するに伴い、昭和25年8月には「大阪府事業場公害防止条例」が東京都に次いで制定施行され、事業場から出るばい煙等が規制されたが、激増する公害問題に対処するため、同29年4月には条例の全面改正が行われた。

昭和30年代にはいり、経済の急成長は技術革新や産業構造の変革をもたらし、生活水準の著しい向上をみるに至った反面、大気汚染、水質汚濁等がさらに深刻化し、国における立法措置が望まれてきた。ようやく昭和33年に公害防止を直接目的とする最初の法律として、「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質2法が制定されて、水質汚濁対策の基本の方針が打ち出され、次に昭和37年6月「煤煙の排出の規制に関する法律」が制定され、本市など大気汚染の著しい地域における法規制が実施されることとなった。

本市では、特にスモッグ対策の緊要性、広域性に鑑みて、府、堺市をはじめ隣接都市と協調しながら対策を進めるとともに、昭和33年からは煤煙防止月間を設け、さらに工場・事業所に対して、煤煙防止組織の結成を呼びかけ、昭和35年には地区的自動的な組織の連合体として大阪市煤煙防止会連合会（現在、大阪市都市環境協議会連合会）が設立され、事業者の自動的な防止活動の推進が図られることとなっ

た。

地盤沈下の防止に関しては、昭和9年の高潮被害を契機に、観測体制の整備を図るとともに昭和26年から工業用水道の建設整備を初め、また昭和37年制定の「建築物用地下水の規制に関する法律」に先立ち、昭和34年に本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し地下水採取の規制に努めた結果、沈下量も年々減少の一途をたどることとなった。

また、騒音については、昭和29年本市の世論調査をもとに、昭和33年から交通騒音を主眼とする「町を静かに」の市民運動を展開し大きな効果をおさめた。

このほか、昭和37年4月には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」を発足させ、昭和40年12月、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関してわが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たすこととなる。

3. 昭和40年代

昭和35・36年における四日市ぜん息の多発、昭和39年の阿賀野川水銀中毒患者の多発などに代表される公害被害の続出と、公害追放の世論の盛りあがりを背景に、昭和42年には、公害対策の基本的姿勢を盛りこんだ「公害対策基本法」が制定され、公害の範囲を明確にするとともに環境基準の設定方針も明らかにされた。これに伴い、「大気汚染防止法」、「騒音規則法」、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、「公害紛争処理法」等の関連法が整備され、さらに昭和45年のいわゆる公害国会において「公害対策基本法」の改正をはじめとする関連8法の一部改正と「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」、「水質汚濁防止法」など6法が制定された。引き続き昭和46年の通常国会では「悪臭防止法」、「環境庁設置法」など4法が、その後昭和48年には「公害健康被害補償法」が制定され、わが国の公害関係諸法が整備されてきた。

環境基準は、昭和44年に二酸化硫黄、昭和45年に一酸化炭素と水質、昭和46年に一般騒音、昭和47年に浮遊粒子状物質、昭和48年に航空機騒音、二酸化窒素、光化学オキシダントについて設定されている。これら法制度の整備に伴い、大阪府においても、昭和46年3月、従来の「大阪府公害防止条例」を全面的に改正し、新条例として制定するとともに、昭和47年12月、「大阪地域公害防止計画」、昭和48年9月、「大阪府環境管理計画」を策定した。

本市においては、従来衛生局環境衛生課の一部門であった公害指導、規制部門を

強化するため、昭和44年4月に公害指導課を、昭和45年10月に公害規制課を新設する一方、大気汚染濃度の高い西部臨海地域の西淀川、此花、木津川周辺区について、昭和45年6月以後、公害特別機動隊を発足させ、大気汚染対策を中心とした特別対策を実施した。

また、公害の規制に関する権限が府県から大幅に指定都市に委譲されたのを機に、昭和46年6月には、衛生局と総合計画局公害対策部を統合し、新たに環境保健局として行政の一元化を図り、公害担当部として環境部を新設するとともに保健所に環境課（環境係）を設置し、体制の強化を図った。

大気汚染の観測体制についても、昭和40年に、大気モニタリングステーションを設置し、環境大気の常時監視を開始したが、昭和43年4月に「大気汚染管理センター」を開設し、昭和46年6月に「環境汚染監視センター」と改称するとともに、検査部門を併設し、大気汚染及び発生源の常時監視と科学的究明を行っている。

これらの組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、強力な防止対策を実施したが、昭和48年11月には、これをさらに改訂整備し、自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」を策定した。また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府警察本部、大阪陸運局（現、近畿運輸局）、関係民間団体とともに、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（昭和57年6月「大阪自動車公害対策推進会議」と改称）が発足された。

水質汚濁防止対策では、昭和48年3月、下水道整備、河川の浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、また、昭和49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、各種事業の調整をはかりながら河川浄化対策を強力に推進している。

他方、企業の生産活動や公害防止対策から発生する産業廃棄物については、昭和40年頃から問題意識が各界でもたれるようになり、本市でも昭和43年に実態調査を実施するとともに、昭和46年9月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に先立ち、昭和46年2月に大阪府と共同で大阪産業廃棄物処理公社を設立し、産業廃棄物処理対策を実施してきた。

公害被害者救済については、昭和44年12月に西淀川区を対象に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく救済措置を行ってきたが、昭和48年6月に「大阪市公害被害者の救済に関する規則」を定め、国の補償制度が施行されるまでの暫定措置として、療養生活補助費等の支給を行ってきた。その後、昭和49年9

月「公害健康被害補償法」が施行され昭和49年11月、昭和50年12月の地域指定の拡大によって、全市域が同法の指定地域となった。

また土壤汚染については、昭和45年11月に本市の一部でカドミウムによる農用地汚染が指摘されたが、その原因究明と健康調査を実施し防除に努めた。

その他昭和42年9月から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和45年から公害防止事業団事業等を活用して公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、買収工場跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきた。

4. 昭和50年代

昭和40年代後半における公害関係法令の整備・充実によって、発生源規制をはじめとする各種施策が強力に推進され、大気汚染をはじめとするかつての危機的な状況はこれを一応克服することができた。

しかし、都市化・産業化が年々進展する中で人々の生活様式も向上・変革し、これに伴って公害問題はさらに複雑・多様化することとなった。

国においては、新たな対応が必要となった交通公害や水質汚濁、廃棄物問題等に対処するため、関係法令の整備・環境基準の設定・排出基準の強化等を引き続き行ってきた。

一方、これまですすめられてきた現状改善のための公害対策と併せて、環境汚染の未然防止を図ることの重要性が広く認識されることとなり、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、公害の防止等について適正な配慮を行うための環境影響評価の取り組みが一段とすすめられ、国においては各省庁の所管する個別法又は行政指導等によって事業の種類ごとに環境影響評価が実施されるようになった。

これらの法制度化については、昭和45年4月に中央公害対策審議会が「速やかに法制度化を図るべきである」との答申を行い、昭和56年4月には政府としての環境影響評価法案が国会に提出されたが、昭和58年11月の衆議院解散に伴い、審議未了のため廃案となった。

しかし、当面の実態に対応するため、法案要綱をベースとして、昭和59年8月に、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われた。

地方自治体においても制度化の機運が高まり、北海道、東京都、神奈川県、川崎市における条例制定をはじめ、要綱等の制定団体が多数にのぼっている。

このほか、昭和52年にO E C D（経済協力開発機構）環境委員会が、日本の環境政策について、「今後は、日本の政策が汚染の防止のみならず、より広く一般的な福祉の向上、合理的な土地利用、自然及び文化的遺産の保護をも対象とした広範囲な基礎をもつ環境政策へと進展していくことが期待される」と評価しており、その後、生活環境に潤いや美しさを確保していくことをする動きが次第に大きくなってきた。

大阪府においては、国の措置等とあいまって、昭和52年9月「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料基準」の告示、「大阪地域公害防止計画」の見直し（昭和53年3月策定）等を行った。

また、昭和53年6月瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律により水質総量規制が制度化され、昭和54年6月から施行された。これに基づき、昭和55年4月化学的酸素要求量に係る総量削減計画が告示された。

一方、瀬戸内海の富栄養化対策については、昭和55年1月に「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定するとともに、昭和55年5月には燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示した。

さらに、カラオケ騒音については、昭和57年10月大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」が告示（昭和58年4月施行）され、また、環境影響評価制度については、昭和58年1月大阪府公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」答申を受けた。この答申をふまえ、昭和59年2月「大阪府環境影響評価要綱」を制定（昭和59年4月全面施行）した。

この他、昭和57年12月に「大阪府環境総合計画（ステップ21）」、昭和58年3月に「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行った。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行いながら、自動車交通公害に関する諸問題や、河川の浄化、廃棄物問題等を中心に取り組みをすすめてきた。

大気汚染の状況については、昭和48年に策定した「クリーンエアプラン'73」によって改善されており、硫黄酸化物については、昭和53年3月からの総量規制や、硫黄酸化物対策指導要領による対策の効果によって昭和54年度以降すべての測定局において、二酸化硫黄に係る環境基準の長期的評価を達成している。また、一酸化炭素も、昭和54年度以降環境基準を達成している。しかし、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など一層強力な対応が必要なものもあり、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、昭和59年1月「大阪市大

「気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）を策定した。

また、移動発生源対策に資する調査・検討を行うため、昭和55年12月に「沿道環境調査検討会」を設置するとともに、昭和57年6月「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を「大阪自動車公害対策推進会議」に改称し、自動車騒音を含めた総合的な自動車公害防止に関する施策を積極的に推進してきた。

河川浄化対策については、昭和48年に策定した「クリーンウォータープラン」の推進によって、各種の事業や施設が整備・充実され、ほぼ所期の目標を達成するまでに至った。しかし、寝屋川水系等については上流域を含めてなお諸対策を強化する必要があり、また、水質のみでなく、見た目にもきれいで憩いの場として親しめる水辺環境をさらに広げていくため、昭和58年5月、「大阪水域環境保全基本計画」（クリーンウォータープラン'83）を策定した。

このほか、廃棄物問題の多様化・複雑化に対応するため、昭和51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、収集・運搬・処理・処分等に係る環境保全上の基本的事項を明らかにするとともに、とくに産業廃棄物の資源化・減量化・無害化等の推進を図っている。また、昭和57年3月に大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため本市をはじめ関係地方公共団体により「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立された。

また、廃棄物行政の一元化を図るため昭和58年6月、産業廃棄物指導課が環境保健局から環境事業局へ移管された。

さらに、環境影響評価については、大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から市域内に係る環境への影響について審議し、市域の良好な環境の確保に資することを目的として、昭和59年3月、「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定した。

5. 昭和60年以降

昭和50年代に引き続き都市・生活型公害が顕著になり、また二酸化窒素による大気汚染が大阪市を含む大都市で依然として環境基準未達成の状況において、昭和60年4月、環境庁に「窒素酸化物対策検討会」が設置され、中期的視点に立って将来的環境状況の動向を予測し、関係方面における今後の窒素酸化物対策の具体的な取組みにも資するよう、今後の対応の方向を示すことを目的として昭和60年12月「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」が取りまとめられ発表された。

また、環境をめぐる諸条件の変化や環境問題の複雑・多様化を踏まえて、21世紀を展望しつつ昭和60年代における環境対策を推進するための指針が、「環境保全長期構想」として昭和61年12月環境庁により公表された。

大阪府においても、今後の窒素酸化物対策のあり方を示すものとして、昭和61年2月「大阪府域における当面の窒素酸化物対策」が取りまとめられ、昭和62年10月には「大阪地域公害防止計画」の見直し（昭和63年3月再策定）が行われた。

本市においては、固定発生源に係る窒素酸化物対策として、昭和60年4月、ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定し、その推進を図ってきた。また、移動発生源に係るものとして、昭和55年12月以来「沿道環境調査検討会」において検討されていた結果が、昭和61年2月に取りまとめられた。

悪臭防止対策として、現行法では規制の実をあげることが困難な悪臭防止規制に官能試験法を導入することを目的として、昭和60年1月から「悪臭規制評価技術検討会」において検討された結果をもとに、昭和61年4月「大阪市悪臭防止指導要綱」を制定、施行した。

平成元年9月に悪臭防止法施行令が一部改正され、新たに低級脂肪酸4物質が悪臭物質として追加され、その規制地域及び規制基準について平成2年6月には本市公害対策審議会へ諮問を行い、平成3年2月に答申を受けた。この答申に基づき、平成3年4月追加4物質の規制地域の指定および規制基準の設定を行った。

このほか、今後の総合的な環境施策推進の支援システムとして、「環境データ処理システム」を昭和62年3月に導入した。

昭和63年4月には各種施策の拡充と推進を図るため機構改革を実施し、環境部においても近年の公害の態様の変化、環境問題の質的変化に対応するため、各課・係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行い、新しく環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センターとして体制の強化を図った。

また、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政、更に良好、快適な環境を創造していくため中・長期的な視点に立って、地域の望ましい環境をあり方およびその実現に向けた環境分野の総合的な計画を策定することとし、平成元年3月に学識経験者からなる「大阪市地域環境管理計画検討委員会」を設置し検討を進めた。平成3年2月に同委員会より報告が出され、この報告に基づいて平成3年7月に「大阪市環境管理計画（EOPC21）」を策定した。

環境教育については、環境庁において昭和61年5月に「環境教育懇談会」を設置し、一人ひとりが人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるような学習をすすめるための環境教育について検討が重ねられてきたが、昭和63年3月に地域の環境教育を継続的・体系的に取組むための基本方針などをまとめた環境教育懇談会報告が公表された。

本市では、環境教育を総合的、体系的に推進していくために、環境教育基本方針の策定に取り組み、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定した。

また、市民や事業者の参加を得つつ、様々な環境保全のための取り組みを展開していくための安定的財源確保を目的に、平成2年3月に「大阪市環境保全基金」を設置し、シンポジウムや講演会の開催、環境教育用教材の作成等、環境教育推進事業に取り組んでいる。

公害被害者救済については、昭和49年に「公害健康被害補償法」が制定され、民事責任を踏まえた制度として汚染原因者の負担により健康被害者に対し各種補償給付の支給等を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、昭和62年9月公害健康被害補償法の一部を改正する法律が公布され昭和63年3月1日から施行となった。

これにより、第一種地域の指定はすべて解除され新規の公害認定は行わないことになったが、一方既存の被認定者に対する補償を継続するとともに、今後は地域住民を対象に大気汚染の影響による健康被害を予防するため必要な事業を実施することにより健康の確保を図ることとなった。

本市でもこれを受けて、総合的な環境保健に関する施策ならびに大気汚染防止対策の強化を図ることになるが、これらの事業とともに小児の気管支ぜん息等について、当分の間、医療に係る本人負担分を助成する大阪市小児ぜん息等医療費助成制度を昭和63年4月から発足させた。

ところで本市では、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、昭和63年7月、国に対して窒素酸化物緊急対策を講じるよう働きかけた。その結果二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季をおいた季節大気汚染対策が実施されることとなり、特に、濃度が一番高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低め設定、自動車対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等の実施を国・府と連携して推進している。

さらに、平成2年5月には関係団体からなる自発的な組織として「ビル暖房自主

「管理推進協議会」が設立され、窒素酸化物対策を中心として取り組んでいくことになった。

また、大気汚染防止法施行令の改正（昭和63年10月）により、ばい煙発生施設が追加されるという背景のなかで、今後、熱電併給（コーチェネレーションシステム）の普及に伴い市内の固定型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジン）の設置数が急激に増加するものと考えられるため、本市の窒素酸化物汚染状況を考慮して、法対象の規模を拡大し、さらに上回る基準を設定した「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を平成元年2月施行した。

一方法律や条例の規制対象外である業務用小型ボイラー等から排出される窒素酸化物の削減を図るため、平成3年4月に「大阪市低NO_x機器普及促進方針」を策定した。

浮遊粒子状物質対策としてはニュークリーンエアプランによる指導を進めてきたにも拘らず、依然として環境基準が達成されていないのが現状である。昭和60年11月に専門的、技術的な立場からの検討を行うために本市公害対策審議会大気部会に粒子状物質小委員会を設置し、検討審議を進めてきたところ、平成元年7月に浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的な考え方を「浮遊粒子状物質対策のあり方について」としてまとめ、市長に答申した。

今後は、この物質の発生源が多様であり、汚染メカニズムが複雑である等未解明な部分が残されているため、調査研究を継続していくとともに、この答申を踏まえて計画を策定し、具体的な施策を推進していくこととした。

一方、幹線道路の沿道地域における環境を保全するため、今後実施すべき自動車対策の基本的方向を明確にした「大阪市自動車公害防止計画」を平成元年2月に策定し、計画目標達成年度を平成12年度と定め、窒素酸化物対策を重点に実現可能性の高い施策を早急に講じるとともに、有効かつ適切な自動車公害防止対策を総合的・計画的に推進していくこととした。

平成元年6月にこの計画に基づき「大阪市低公害自動車普及促進検討会」を設置し、低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて検討を進め、平成3年6月に報告書をとりまとめ、普及拡大方策等の提言が示された。この提言を踏まえて、電気自動車等低公害車の具体的な普及方策として、平成3年8月に「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」を設立し、市内の民間事業者等を対象に電気自動車の利用者を募集するとともに、市内に急速充電スタンドを設置して、平成4年4月から本事業をスタートさせ、普及促進に努めている。

平成元年度から、公害健康被害予防事業のひとつとして低公害自動車普及助成制度がスタートするとともに、本市の公害防止設備資金融資制度の中にも、低公害自動車の普及のための融資を取り入れた。また、平成2年4月から毎月20日をノーマイカーデーとして、自動車利用を控えるキャンペーンを行っている。

その他、大気浄化のための植樹についての助成制度を設け、市内の工場・事業場の緑化推進に努めている。

地球環境問題への対応が重要な課題になってきているが、本市では平成元年度から国際協力の推進から、本市がこれまで蓄積してきた大気汚染防止技術を開発途上国へ移転するため、国際協力事業団（JICA）との協力のもとに技術研修に取り組んでいる。また、平成2年に開催された「国際花と緑の博覧会」の理念を継承し、本市がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活用し、国際的に貢献すべくＵＮＥＰ（国連環境計画）の関連施設の誘致に取り組み、平成3年5月に「ＵＮＥＰ国際環境技術センター大阪」の設置が決定された。この決定を受けて、本市では支援体制の整備に取り組み、平成3年7月に「国際環境技術センター大阪設立準備室」を設置し、平成4年1月に大阪府や経済界等の協力を得て「㈱地球環境センター」を設立し、平成4年秋に開設予定のＵＮＥＰ国際環境技術センターへの支援事業に取り組んでいる。

また、平成4年6月にブラジルで開催された「国連環境開発会議」の公式関連行事である「UNCED世界都市フォーラム」への参加ならびに、「国際環境技術博覧会」への出展にも取り組んできた。

環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号からの抜粋)

公害対策基本法第9条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

- ア 環境基準は、別の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

- ア 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約
 - 環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。
 - 短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。
 - 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わずに評価することとされている。
- イ 昭和53年7月17日付環大企第262号通達の要約
 - 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であり、 かつ、1時間値 が0.1ppm以下 であること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が0.20mg /m ³ 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾー ン内又はそれ以 下であること。	1時間値が0.06 ppm以下である こと。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過補集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法、 圧電天びん法若 しくはベータ線 吸収法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

(備 考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(注)

昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること」となっている。

2. 水質汚濁に係る環境基準

（昭和46年12月28日 環告59号）
 改正 昭和49年環告63号
 同 昭和50年環告3号
 同 昭和57年環告46号

（1）人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機憲りん	鉛	クロム(六価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B
基準値	0.01 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと
対象水域	全公共用水域								
達成期間	直ちに達成し、維持するよう努める。								

- （注）1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。
 2. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。
 3. 有機憲とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
 4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
 なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラ法及び薄層クロマトグラ法分離-原子吸光光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。
 5. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001mg/l以下とする。
 6. トリクロロエチレン等の水質環境目標：トリクロロエチレン0.03mg/l以下、テトラクロロエチレン0.01mg/l以下（平成元年4月3日付環水管第52号環境庁水質保全局長通達）
 * 年間の測定値が0.0005mg/lを超える検体数が、調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。（昭和49年12月23日付 環水管第182号 環境庁水質保全局長通達）

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

類型 △ 項目	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1mg/l以下	2mg/l以下	3mg/l以下	5mg/l以下	8mg/l以下	10mg/l以下
浮遊酸素量(SS)	25mg/l以下	25mg/l以下	25mg/l以下	50mg/l以下	100mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量(DO)	7.5mg/l以上	7.5mg/l以上	5mg/l以上	5mg/l以上	2mg/l以上	2mg/l以上
大腸菌群数	50MPN/100ml以下	1,000MPN/100ml以下	5,000MPN/100ml以下	-	-	-
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

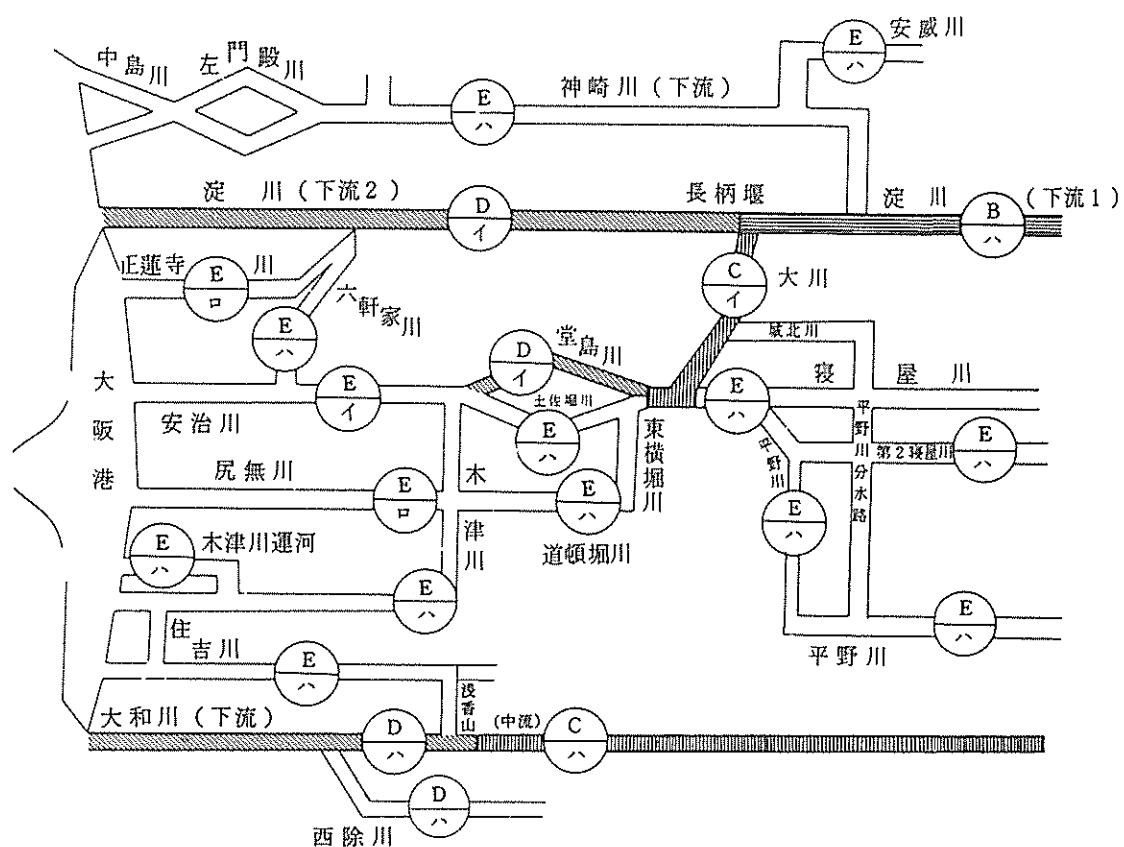
- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。
3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
- 水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
6. 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

イ 海 域

類型 利用目的の適応性 項目	A 水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	B 水産2級 工業用 水及びCの欄に掲げるもの	C 環境保全	対象水域等
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	
化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/l以下	3 mg/l以下	8 mg/l以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/l以上	5 mg/l以上	2 mg/l以上	
大腸菌群数	1,000MPN /100ml以下	-	-	
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	-	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。

- (注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

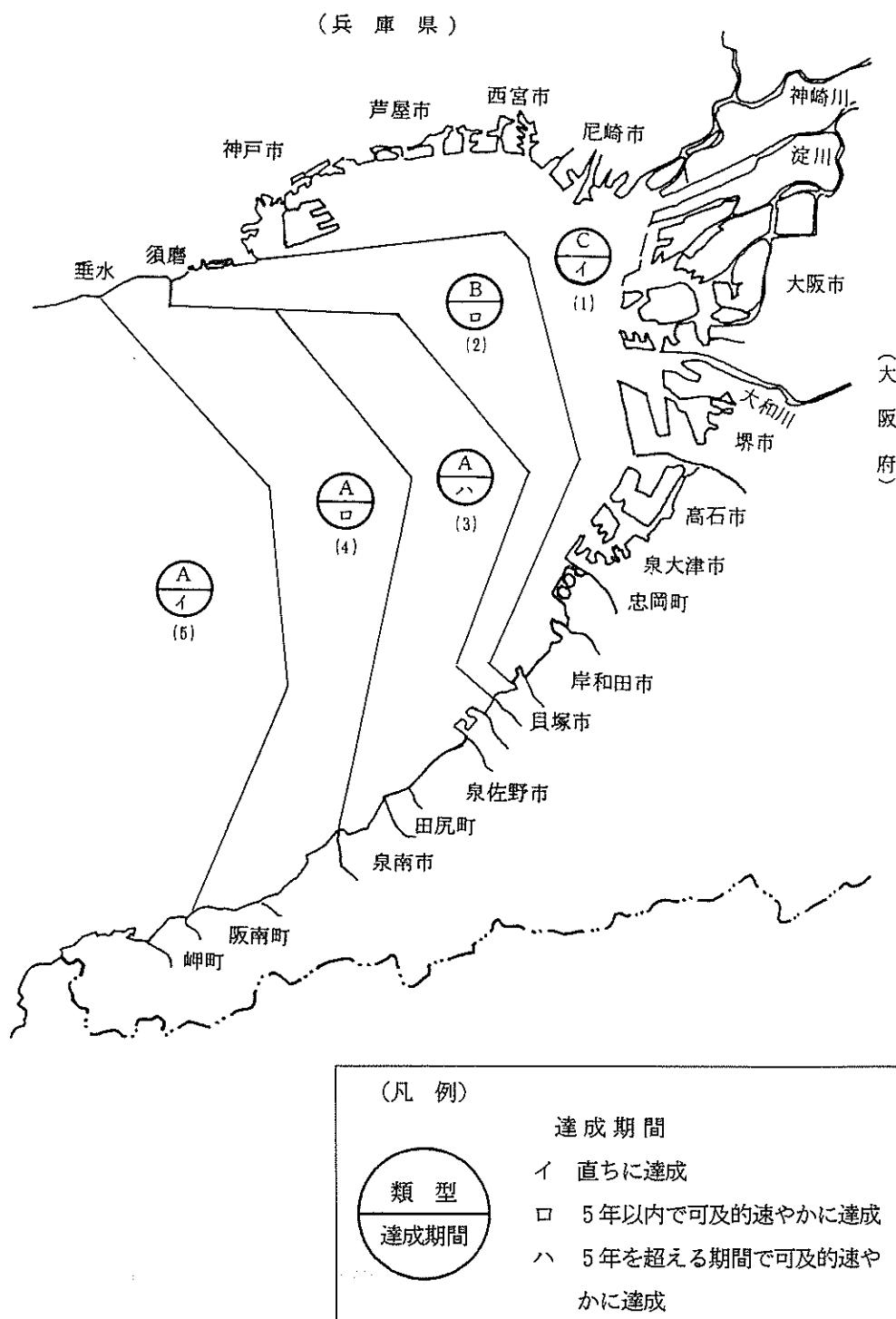
図-1 大阪市内河川水質環境基準類型図



(凡 例)				
類型	B	C	D	E
達成期間	イ 直ちに達成 ロ 5年内で可及的速やかに達成 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成			
			類型	
			達成期間	

(注) 平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に指定、大阪港は昭和46年12月、他は昭和45年9月に指定

図-2 大阪湾環境基準類型図



(注) 昭和46年12月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け
環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定
している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該
メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって
当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値を
いう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $\frac{1}{2}$ 以下である水域においては、50とする。
- 3) 2)の割合がおおむね $\frac{1}{2}$ を超える水域においては、100とする。

別紙2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のP C B 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

項目	根拠法令	水質汚濁 防 止 法	大阪府条例（上乗せ）		※4 下水道法	※5 大阪市下水道 条 例
			非上水源地域	許可排出基準 (上水源地域)		
有害物質（健康項目）	カドミウム		0.1	0.01	0.1	0.1
	シンアン		1	N.D.	1	1
	有機リシン		1	N.D.	1	1
	鉛		1	0.1	1	1
	クロム（6価）		0.5	0.05	0.5	0.5
	ヒ素		0.5	0.05	0.5	0.5
	総水銀		0.005	0.005	0.005	0.005
	有機水銀		N.D. ※2	N.D.	N.D.	N.D.
	PCB		0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	—	—	0.3	0.3
その他（生活環境項目）	テトラクロロエチレン	0.1	—	—	0.1	0.1
	pH	5.8～8.6 ※1	5.8～8.6	—	5～9	5～9
	BOD最高	160	別表1～5のとおり	既設5（大和川上流及び淀川1）新設1	600	600 (2,600)
	”（日間平均値）	(120)			—	—
	COD最高	160			—	—
	”（日間平均値）	(120)			600	600 (2,600)
	SS最高	200			5	5
	”（日間平均値）	(150)			30	別表5参照
	油（鉱物油）	5			5	5
	”（動物植物油）	30			5	5
	フェノール類	5			5	5
	銅	3			3	3
	亜鉛	5			5	5
	鉄	10			10	10
	マンガン	10			10	10
	クロム	2			2	2
	ふつ素	15			15	15
	ほう素	—			—	2
	大腸菌群数	(3,000)	(3,000)……※3	—	—	—
	温度	—	—	—	—	45°C
	ヨウ素消費量	—	—	—	—	220
	色又は臭気	—	※6	—	—	※6

(注) ※1 海域に排出する場合はpH5.0～9.0

(単位: mg/l)

※2 N.D.とは「検出されないこと」を示す

※3 大腸菌群数は、1ml中の個数で示す

※4 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※5 除外施設の設置を必要とする基準を示す

※6 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定にもとづく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/lを限度として基準を適用する。

(別表) 新条例(昭和49年10月28日府条例第53号)による上乗せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川水域 大和川下流		神崎川 大阪市内水域	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	食料品製造業	30以上~50未満	120	150	120	150	120	150
		50~200	60	80	80	100	100	120
		200~1,000	45	60	60	80	70	90
		1,000~5,000	30	40	30	40	35	45
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	織維工業	30~50	120	150	120	150	120	150
		50~200	80	100	100	120	100	120
		200~1,000	50	65	70	90	80	100
		1,000~5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	パルプ・紙・紙加工品製造業	30~50	120	150	120	150	120	150
		50~1,000	80	100	80	100	100	120
		1,000~5,000	50	65	50	65	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	30	40
		30~50	120	150	120	150	120	150
既	化学工業	50~200	80	100	80	100	100	120
		200~1,000	50	65	60	80	80	100
		1,000~5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40
		30~50	120	150	120	150	120	150
設	鉄鋼業 非鉄金属 金属製品製造業 機械又は 機械器具製造業	50~200	50	65	60	80	60	80
		200~1,000	30	40	35	45	40	50
		1,000~2,000	30	40	35	45	40	50
		2,000~5,000	20	25	20	25	20	25
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
		30~50	120	150	120	150	120	150
設	石油製品 石炭製品 製造業	50~500	50	65	50	65	50	65
		500~1,000	30	40	30	40	30	40
		1,000~5,000	30	40	30	40	30	40
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
		30~50	120	150	120	150	120	150
設	なめし皮・同製品 毛皮製造業・へい獸取扱業・と畜場・畜産農業等	50~1,000	120	150	120	150	120	150
		1,000~5,000						
		5,000以上						

(但し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

SS				※下水道整備地域内（従前の例）				備考	
大和川上流	寝屋川 大和川下流	水域	神崎川 大阪市内	BODおよびCOD	SS				
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大		
150	200	150	200	150	200				
80	100	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120				
60	80	60	80	60	80				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	100	120	100	120				
60	80	70	90	70	90				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
90	110	90	110	90	110				
60	80	60	80	60	80				
150	200	150	200	150	200				
100	120	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120				
50	65	60	80	70	90				
30	40	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	70	90	80	100				
70	90	70	90	80	100				
60	80	60	80	60	80				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
80	100	80	100	80	100				
80	100	80	100	80	100				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既設	ガス業	30以上～50未満						
		50～1,000	50	65	50	65	50	65
		1,000～5,000						
		5,000以上						
	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	100	120	100	120	100	120
		1,000～5,000						
		5,000以上						
新設	その他の業種	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	80	100
		200～1,000	40	50	50	65	60	80
		1,000～5,000	25	30	30	40	40	50
		5,000以上	20	25	25	30	30	40
新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25
		200～5,000	10	15	15	20	20	25
		5,000以上	5	10	5	10	5	10

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100
		10,000以上	20	25	30	40	40	50
新設	同上	30 以上	20	25	20	25	20	25

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区分		BOD COD (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 < ()は最大値 >	
既設	新設			BOD COD	SS
既設	活性汚泥法 標準散水ろ床法	20	70	120 (160)	150 (200)
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション	60	120		
	沈でん法	120	150		
新設	設	20	70		

※CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

S S						※下水道整備地域内（従前の例）				備 考
大和川上流		寝屋川・大和川下流域		神崎川・大阪市内水域		BODおよびCOD		S S		
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※従前の例の値の方が小さい場合は、新条例の規定にかかる従前の例を適用する。
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
80	100	90	110	100	120					
60	80	70	90	80	100					
40	50	60	80	70	90					
50	65	50	65	50	65					
30	40	50	65	50	65					
20	25	20	25	20	25					

80	100	100	120	120	150	20	25	70	90	同 上
70	90	90	110	110	130					
70	90	90	110	110	130					
60	80	70	90	80	100					
50	70	50	70	50	70					

区 分				B O D . C O D (日平均)
し尿浄化槽	建築基準法施行令（昭和25年政令238号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域		処理対象人員 501人以上	30
	その他 の 区 域		以上 以下 501人～2,000人	60
			2,001人以上	30
その他のし尿処理施設				30

4 特定海水使用工場

新設既設の別	業種	平均日排出量 (m³/日)	BODおよびCOD		備考
			日平均	最大	
既	化 学 工 業	5,000 m³未満	23	28	港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域内に属する海域の水を1日当たり平均的に1,000m³以上を使用する工場等に適用する。
		5,000以上～10,000未満	21	26	
		10,000～20,000	19	24	
		20,000～50,000	17	22	
		50,000～200,000	13	18	
		200,000以上	10	15	
設	鉄 鋼 業	5,000 m³未満	12	17	
		5,000以上	10	15	
	ガス業	5,000 m³未満	31	40	
		5,000～10,000	28	38	
		10,000～20,000	23	28	
		20,000～50,000	18	23	
新設	その他の業種	50,000～200,000	11	16	
		200,000以上	10	15	
		5,000 m³未満	13	18	
		5,000～10,000	12	17	
		10,000～20,000	11	16	
		20,000～50,000	10	15	
		50,000以上	9	14	
新設	すべての業種		5	10	

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

新設既設の別	平均日排出量 (m³/日)	新 条 例		※※下水道整備区域		備 考
		鉱油類	動植物油脂	鉱油類	動植物油脂	
既設	※30以上～1,000未満	5	30	5	10	※※の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず※※の値を適用する。
	1,000～5,000	4	20			
	5,000以上	3	10			
新設	※30以上～1,000未満	4	10			
	1,000～5,000	3	10			
	5,000以上	2	5			

(備考) ※ 市下水道条例では平均日排出量は0～1,000未満

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下	35 ホン(A)以下
A	50 ホン(A)以下	45 ホン(A)以下	40 ホン(A)以下
B	60 ホン(A)以下	55 ホン(A)以下	50 ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、環境基準は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

(注) 本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	当該地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)
(昭和49年大阪府公告第135号)

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	当該地域
I	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（昭和51年 大阪府公告第90号）

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの		直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内	
	B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港			
第1種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年間をこえる期間内に可及的速やかに	<ol style="list-style-type: none"> 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は、75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2～3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しばがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としづかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて[Weighted] 作られた単位がWECPNLである。

$$\text{WECPNL} = \text{dB(A)} + 10 \log N - 27$$

ただし、 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$

N_2 : 昼 (AM7～PM7) の機数 N_3 : 夕 (PM7～PM10) の機数

N_4 : 深夜 (PM10～PM12) の機数 N_1 : 深夜 (AM0～AM7) の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	地 域 類 型 を 当 て は め る 地 域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時直ちに	
b	75ホンを超える区域	7年以内	開業時から3年以内	開業時直ちに
	80ホン未満の区域	10年以内		
c	70ホンを超える75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

(備考) bの区域中イとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

6. 騒音・振動に係る規則基準

(1) 工事・事業場騒音に係る規制基準

(単位: ホン)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日の 午前6時)
第2種区域	第2種住居専用及び住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業・商業及び準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域(工業専用地域)	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域は5ホン減じた値とする。
2. (工業専用地域) は大阪府公害防止条例のみ適用。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

(2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)	85ホンを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他 の休日ではないこと
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

(備考) 1号区域: 住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号地域: 工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

(3) 工場・事業場振動に係る規制基準

(単位: dB)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業・商業・準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域(工業専用地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び
第1種区域の境界線から15メートル以内の区域は5dB減じた値とする。
2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(4) 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	75dBを超えるものでないこと	19~7時の時間内でないこと	22~6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 舗装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く) を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系 掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域: 住居系地域、商業系地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号区域: 工業地域のうち、前号の区域以外の地域。

騒音規制法及び大阪府公害防止条例により規制の対象となる特定建設作業

特定建設作業の種類	当該法律条例	騒音規制法	振動規制法	大阪府公害 防止条例 (騒音)	大阪府公害 防止条例 (振動)
1. くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○	○
2. びょう打機を使用する作業	○		○		
3. さく岩機を使用する作業（作業拠点から連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	○		○		
3. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日に当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	○	○	○	○	○
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○		○		
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○		○		
6. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業			○	○	○
7. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえないものに限る。）			○		
8. 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		○	○	○	○
9. 鋪装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）		○			○

7. 土壌汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.05mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	告示付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	告示付表4の第1及び第2に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	告示付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
備考		
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素及び総水銀に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.1mg、0.05mg、0.05mg及び0.0005mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.3mg、0.15mg、0.15mg及び0.0015mgとする。 3. カドミウムの項及び鉛の項の測定方法の欄に掲げる規格55及び規格54に定める方法において行うこととされている試料の前処理について、規格5.5に定める方法による場合にあっては、電気炉に替えて酸素プラズマ低温灰化装置を用いるものとする。 4. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 5. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。		

付 表

検液は、次の方法により操作を行って得られた試料液を孔径 $1 \mu\text{m}$ のグラスファイバーフィルターを用いてろ過し、ろ液を毎分 約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液から定量に必要な量を正確に図り取って作成するものとする。

1. 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗碎した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

2. 試料液の調整

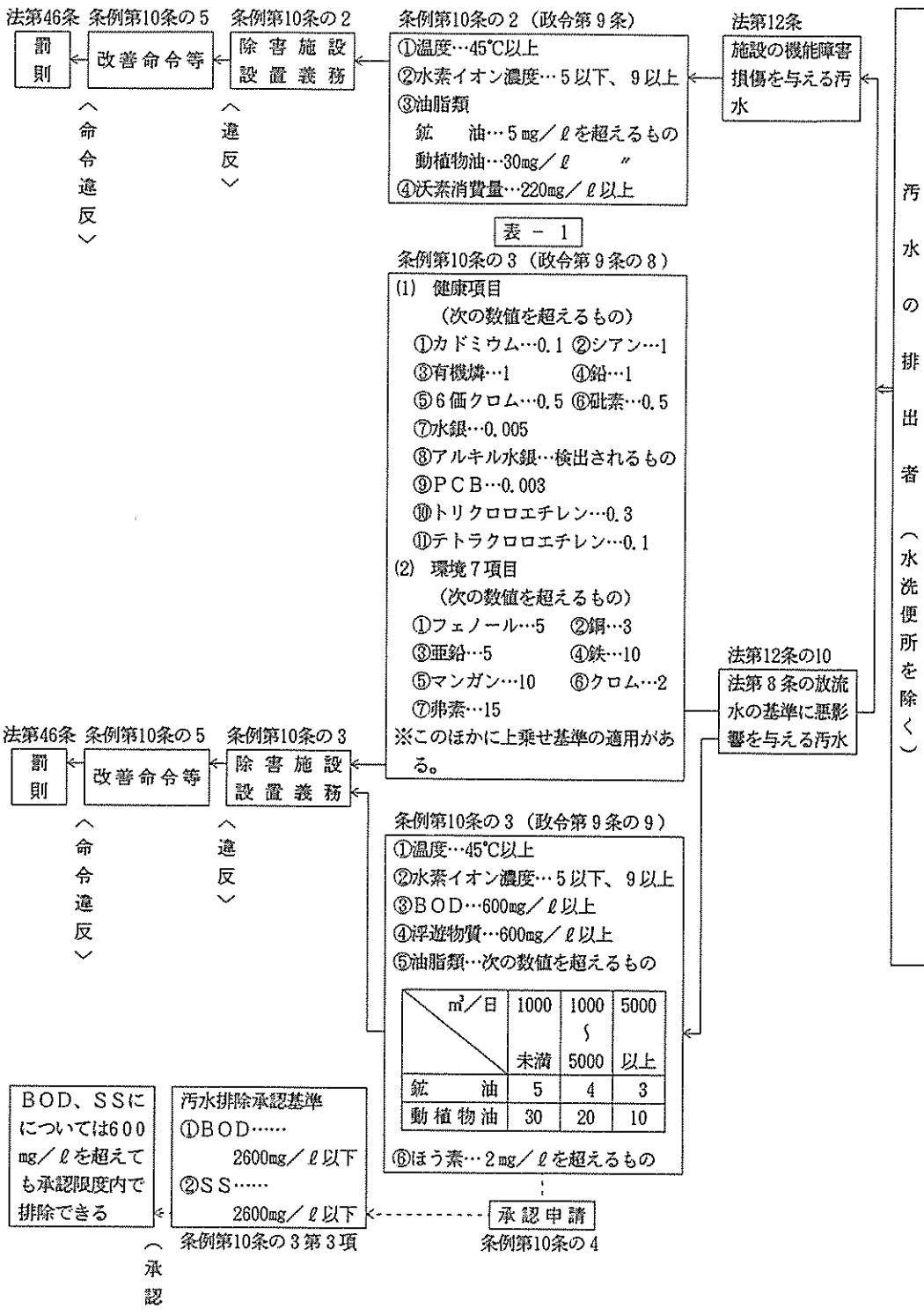
試料（単位g）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が5.8以上6.3以下となるようにしたもの）（単位mℓ）とを重量体積比率10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mℓ以上となるようにする。

3. 溶出

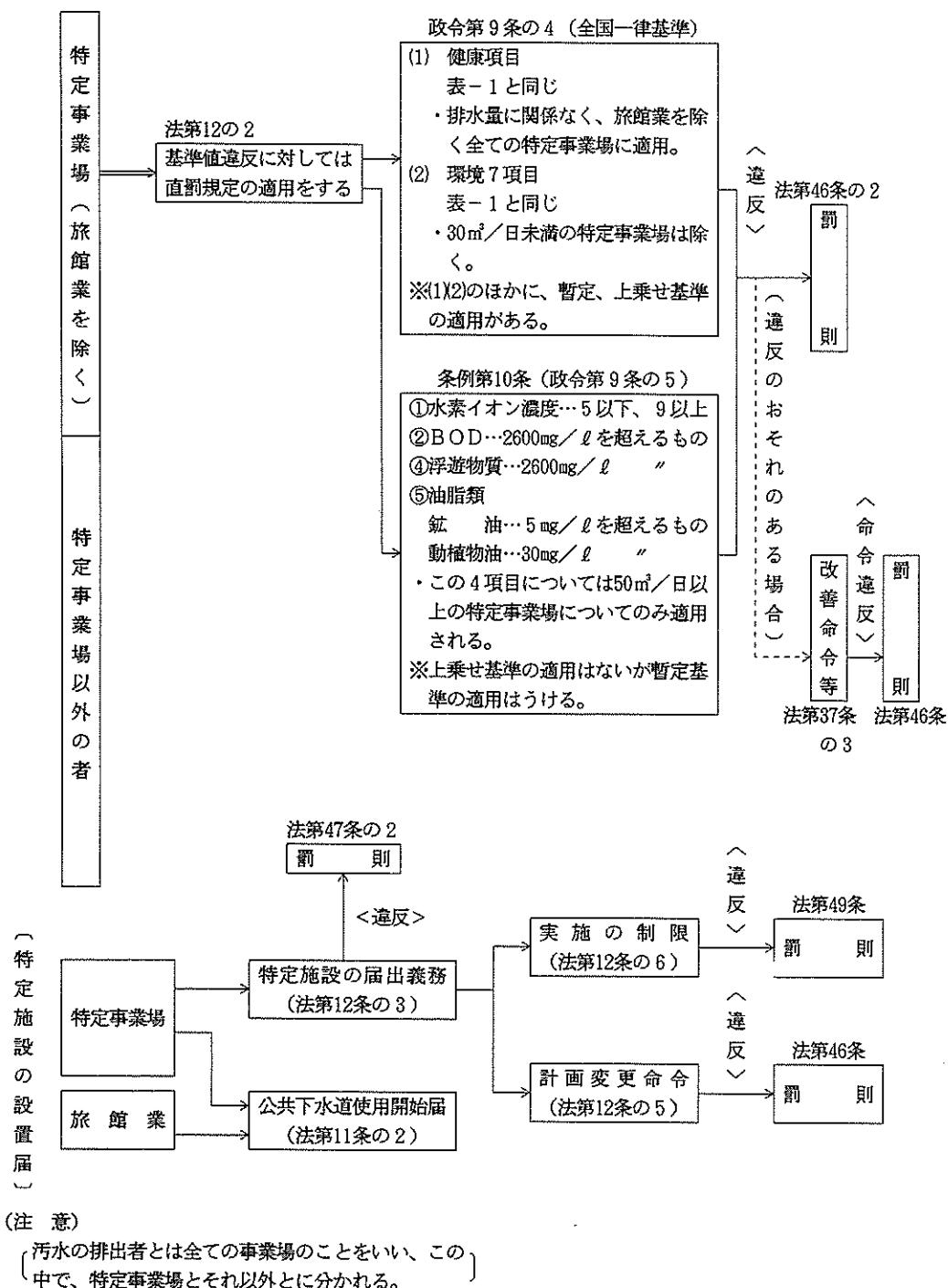
調製した試料液を常温（おおむね20°C）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分 約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して振とうする。

下水道法等に基づく規制の仕組み

(除外施設の設置義務規定に係るもの)



[特定事業場に対する直罰規制に係るもの]



大阪市公害対策審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議している。

審議会は市民、学識経験者などの分野からなる委員で構成されており、昭和40年12月に大気汚染物質に関して我が国で最初に環境管理基準を答申したのをはじめ、本市の環境保全対策の推進、強化の基幹計画となった「クリーンエアプラン」「クリーンウォータープラン」の実施に際して意見を出すなど、本市公害行政にとって重要な役割を果たしてきた。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭 28. 4. 1 条例 35

（設 置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除く外、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大阪市公害対策審議会	ばい煙、騒音等公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務。

（委 任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関に属する執行機関が定める。

附 則（昭37. 3. 31条例3）

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

大阪市公害対策審議会規則

制 定 昭 37. 3. 31 条例 26
最近改正 昭 50. 2. 20 条例 5

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市公害対策審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について規定することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表とし、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置く。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任する。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置く。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。

(会議の召集)

第7条 審議会の会議は、会長が召集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2. 幹事は審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要

年月日	事 項	答 申（意 見）の概 要
昭和40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	[大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案] ○亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ○浮遊ばんじん：日平均値0.5mg/m ³ ○降下ばいじん：日平均値10t/km ²
44. 10. 24	ビル暖房規制について （答申）	[都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導指針を答申] ○使用燃料のいおう分：1.0%以下 ○新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	[「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申] ○法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	[46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する意見] ○低いおう燃料の確保 ○自動車排出ガス対策の推進 ○被害者対策の充実 ○調査、研究の充実 ○融資、助成の拡充 ○予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	[悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申] ○規制地域：市全域 ○規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	[窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項について答申] ○人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ○発生源の新・増設の制限 ○排出基準の早期設定 ○技術開発の推進 ○自動車排出ガス対策の促進

年月日	事 項	答申（意見）の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ○道路計画の再検討 ○測定網の整備・汚染実態の把握 ○調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について (意見)	<p>(48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上流域における対策の強化 ○維持用水の確保 ○工場排水の監視、指導強化 ○下水道整備及び下水の高次処理 ○浮遊じん芥対策の強化 ○財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)	<p>(法の施行(49. 9. 1施行)に伴う地域指定)に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源遮減計画について (意見)	<p>(48年11月策定の本市クリーンエアープラン('73の実施に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ○自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ○中小発生源対策の強化 ○粒子状物質対策の強化 ○隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	<p>(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び)二次汚染防止対策等に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物受入れの基本姿勢 ○受入れ基準 ○環境汚染監視体制 ○調査・観測データーの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	<p>(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案))に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理の基本的考え方 ○現状把握と将来推計 ○処理対策の問題点 ○計画目標・実施計画について ○総合処理システム構想について

年月日	事項	答申（意見）の概要
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	(硫黄酸化物総量規制に実効を確保するため) に必要な事項に関して答申 ○許容排出総量 ○リザーブ排出量 ○総量規制基準 ○燃料使用基準 ○局地汚染対策等特別対策 ○監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	(大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあ たっての指針の提示) ○燃料中の硫黄含有率 ○新・増設施設に対する措置 ○対策済工場の措置 ○局地汚染の解消 ○排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規 制基準について (答申)	(追加 3 物質の規制措置について答申) ○規制地域：市全域 ○規制基準：二硫化メチル等 3 物質について設 定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎に ついて報告) 対象地域における汚染濃度とその原因となる 各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に 明らかにするため、大気拡散モデルならびに大 阪市域でそれを適用する場合の諸条件について 検討
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	(窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対 策のすすめ方について答申) 二酸化窒素に係る環境目標値を設定するこ とは、現時点では困難であるものの、当面の施策の 方向を確立するものとして、窒素酸化物対策に についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ 方について提言

年月日	事 項	答申（意見）の概要
平成元年7.31	浮遊粒子状物質対策のあり方に ついて (答申)	<p>浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策 についての基本的考え方及び今後の対策の あり方について答申</p> <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標と しての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地 対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提 言</p> <p>(付帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し 目標年次についても計画に反映されるべきであ る。</p>
3.2.8	追加悪臭4物質に係る規制地域 および規制基準について (答申)	<p>(追加4物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制地域：市全域 ○規制基準：プロピオン酸等4物質について設 定

大阪市公害対策関係本部組織

1. 大阪市公害対策本部

大阪市公害対策本部設置要綱

(昭和45年8月7日設置)

(昭和50年4月1日改正)

(平成元年2月1日改正)

(設 置)

第1条 公害防止その他環境に係る総合的施策を強力かつ円滑に推進するため、本市に大阪市公害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 公害防止その他環境に係る施策の推進に関すること。
- (2) 公害防止その他環境に係る基本計画に関すること。
- (3) 公害防止その他環境に係る調査研究に関すること。
- (4) その他各号に掲げるものほか必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は市長、副本部長は助役、本部員は別表1に掲げる職にある者を充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じ本部長の職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を召集して行う。

2 本部員に事故があるときは、その指名する幹事が会議に出席してその職務を行うことができる。

(幹 事)

- 第6条 本部員を補佐するため、本部に幹事を置く。
- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 3 必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(庶 務)

- 第7条 本部の庶務は、環境保健局において行う。

(実施の細目)

- 第8条 この要綱の実施について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

本要綱は、平成元年2月1日から施行する。

別表1(本部員)

市 長 室 長	都 市 整 備 局 長	水 道 局 長
計 画 局 長	建 設 局 長	消 防 局 長
経 済 局 長	下 水 道 局 長	教 育 長
環 境 保 健 局 長	港 湾 局 長	
環 境 事 業 局 長	交 通 局 長	

別表2(幹事)

市長室企画部総合計画課長	都市整備局計画開発部再開発課長
〃 秘書部広報報道課長	建設局管理部庶務課長
計画局調整部調整課長	〃 街路部計画課長
〃 計画部都市計画課長	〃 土木部工務課長
〃 〃 地域計画課長	〃 〃 道路建設課長
〃 建築指導部指導課長	〃 〃 河川課長
〃 交通政策室計画調査課長	花と緑の推進本部緑化推進部企画課長
経済局中小企業部商工課長	〃 〃 緑化課長
〃 経済企画部農政課長	下水道局管理部水質管理課長
工業研究所工業化学課長	〃 建設部計画課長
〃 有機化学課長	港湾局管理部港営課長
〃 プラスチック課長	〃 企画振興部開発課長
〃 無機化学課長	〃 〃 計画課長
〃 機械課長	交通局総務部企画課長
環境保健局環境部環境管理課長	〃 自動車部業務課長
〃 〃 計画調整課長	〃 〃 整備課長
〃 〃 環境保全課長	〃 建設技術本部技術部工務課長
〃 〃 自動車公害対策課長	〃 〃 建設部土木課長
環境汚染監視センター所長	水道局工務部計画課長
環境科学研究所企画調整課長	〃 〃 水質試験所長
〃 環境分析課長	消防局予防部予防課長
〃 環境工学課長	教育委員会事務局総務部施設課長
環境事業局業務部庶務課長	〃 〃 整備課長
〃 〃 業務課長	〃 社会教育部文化財保護課長
〃 〃 産業廃棄物指導課長	
〃 施設部管理課長	

2. 大阪市河川浄化対策本部

大阪市河川浄化対策本部設置規程

(昭和49年6月11日設置)

(昭和58年4月1日改正)

(設置)

第1条 本市市域内の河川、水路及び港湾（以下「河川等」という）の環境浄化と水質汚濁対策を強力、かつ、円滑に推進するため、本市に大阪市河川浄化対策本部（以下「本部」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務の事業計画の調整及び実施の推進を図る。

- (1) 河川等の水質浄化に関すること
- (2) 河川等の清掃及び浚渫に関すること
- (3) 下水道の整備に関すること
- (4) 工場排水規制に関すること
- (5) 水辺環境の整備に関すること
- (6) その他河川等の浄化に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員で構成する。

2 本部長は、市長の指定する助役をもって充てる。

3 本部員は、別表にあげる職にあるものをもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を召集して行なう。

(幹 事)

- 第6条 本部に幹事を置く。
- 2 幹事は、本市職員の中から市長が命ずる。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 4 幹事会議は、必要に応じて隨時開催する。

(庶 務)

- 第7条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

- 第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

別表（本部員）

計 画 局 長	下 水 道 局 長
経 済 局 長	建 設 局 長
環 境 保 健 局 長	港 湾 局 長
環 境 事 業 局 長	水 道 局 長

幹 事

計画局調整部調整課長

　　〃 計画部都市計画課長

経済局経済企画部農政課長

環境保健局環境部環境管理課長

　　〃　　〃 計画調整課長

環境科学研究所環境分析課長

環境事業局業務部業務課長

　　〃 施設部管理課長

建設局土木部河川課長

花と緑の推進本部緑化推進部企画課長

下水道局管理部水質管理課長

　　〃 建設部計画課長

港湾局企画振興部開発課長

水道局工務部計画課長

　　〃　　〃 水質試験所長

公害関係職員数

(4. 6. 1現在)

職種		事務	医師	薬剤師	獣医師	技術							看護婦	生活環境指導員	自動車運転手	一般作業員	医療技術補助員	計	備考		
						機械	電気	水産	土木	衛生環境工学	化学生	建築									
局・部課・係																			長	長	
環境管理課	管理係	11	1	1										18	7			38	部課長	理幹	
	調査指導係	7				1												8	課長	代主	
	審査係	7																7	企保主	健幹(兼)	
	給付係	9												1				10	保健係	主幹	
環境保護課	計画管理係	3	2	3						3	1						12	計画課長	技術監理		
	大気調査係		2	1						1							4	20	技術係長	代幹	
	水質調査係		3							1							4		技術係主	長査	
環境保全局	北部方面規制係			7					1	2							10	技術監課長	技術監理		
	中部方面規制係			4						2							6	27	技術係主	代幹	
	南部方面規制係			6					1								7		長査	4	
	臭気対策係	1	2	1													4			5	
環境部	企画係	1		1	3			1									6	技術監課長	技術監理		
	自動車排ガス係			1	1			1									3	13	技術係長	代長査	
	交通騒音係			1	3												4			2	
	環境汚染監視センター	2		5	3				3	1	1				1		16	所副所長	監査		
	小計	41	1	34	1	16		1	6	10	1	1	1	18	7	1	139				
環境事業局業務部			7		16	1										2		26	課長	代理	
	産業廃棄物指導課																		技幹	主査	
下水道局	管理部水質管理課	2		3					1		20					1	2		課長	代理	
	管理事務所・設備課 (東・西・南・北)			2	1	3				15						12		33	課長	査	
	小計	2		5	1	3		1		35					1	14		62			
24保健所		49		116	59		1			1				98			1	325	環境課長	24	
	計	99	1	171	61	17	3	1	2	6	46	1	1	1	116	8	17	1	552	環境課長代理	7
																		環境課長	24		
																		環境課長査	79		

平成4年度 大阪市公害関連事業予算

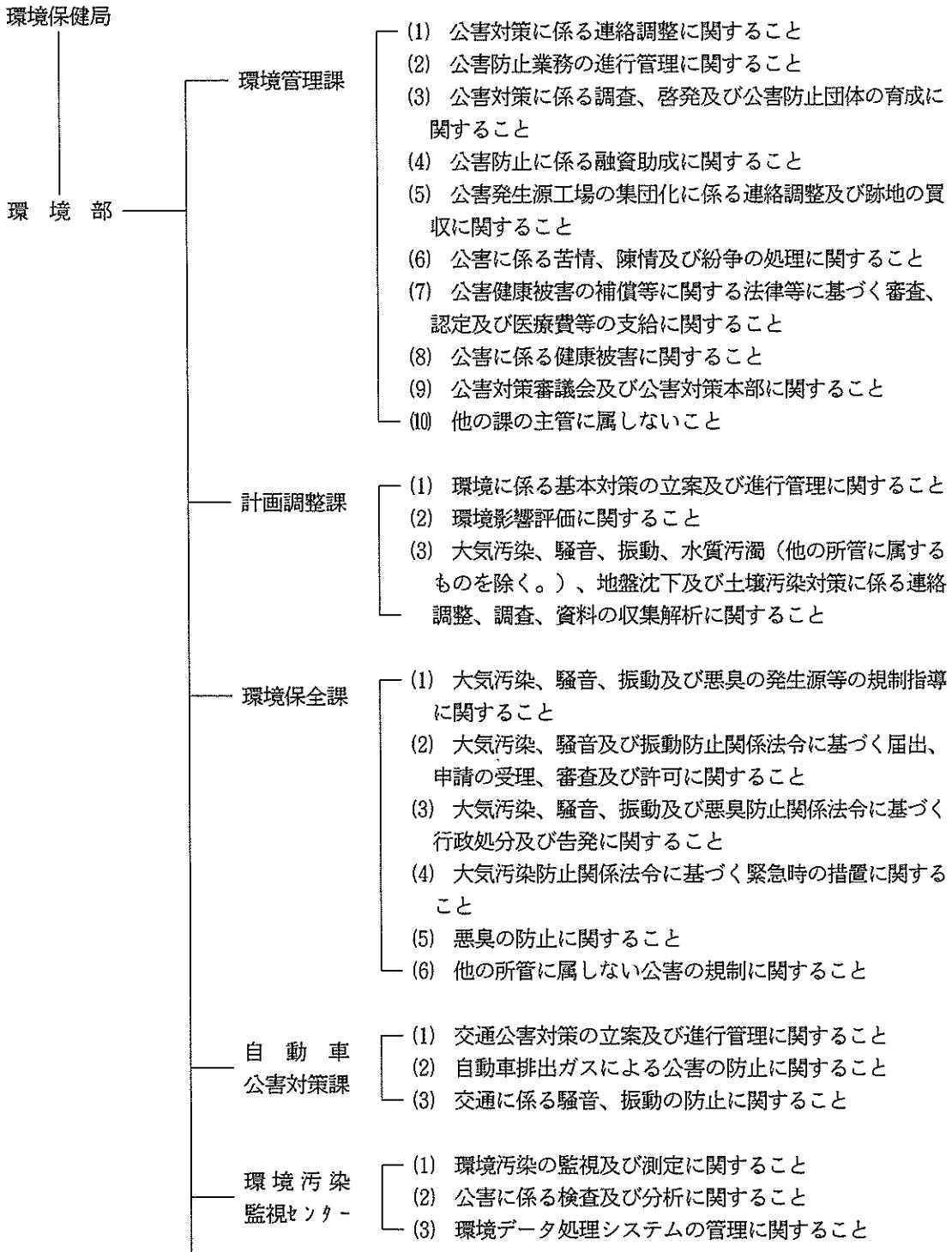
項目	主要事業	合計	環境保健局	環境事業局
大気汚染防止対策	大気環境監視、総量規制対策、自動車排出ガス対策、光化学スモッグ対策、悪臭対策、窒素酸化物対策推進事業、規制・指導等	(786,400) 712,464	(765,291) 693,155	(19,309) 19,309
水質汚濁防止対策	水質監視、河川・港湾等しゅんせつ、河川浄化に関する調査等、污水処理施設整備、規制・指導等	(7,440,395) 8,118,371	(157,115) 159,104	(32,319) 30,657
水域環境整備事業	親水河川・公園・遊歩道の整備、臨海公園等整備、不法投棄対策、水面清掃	(1,970,816) 1,724,686		(152,004) 46,560
騒音振動防止対策	航空機騒音対策、規制・指導・調査等	(248,379) 378,024	(183,335) 297,426	
公害保健対策	健康被害者補償事業、健康影響調査	(25,905,301) 24,523,380	(25,905,301) 24,523,380	
産業廃棄物対策	処理計画策定・推進、処理施設等整備、規制・調査等	(232,520) 325,583		(51,423) 49,549
工場適正配置事業	公害工場跡地買収、工場集団化	(1,000,179) 1,000,178	(1,000,179) 1,000,178	
融資・助成事業	公害防止設備資金融資、利子助成等	(1,023,241) 982,528	(1,023,241) 982,528	
緑化対策	都市公園・街路等緑化、その他公園等整備	(6,270,368) 8,340,607		
地盤沈下対策	地盤沈下・地下水位観測他	(21,132) 25,833	(21,132) 25,833	
その他	普及啓発、苦情処理、環境情報管理、公害検査事業、審議会等組織運営他	(224,881) 1,229,049	(221,405) 1,224,871	
合計		(45,123,612) 47,360,703	(29,276,999) 28,906,475	(255,055) 146,075

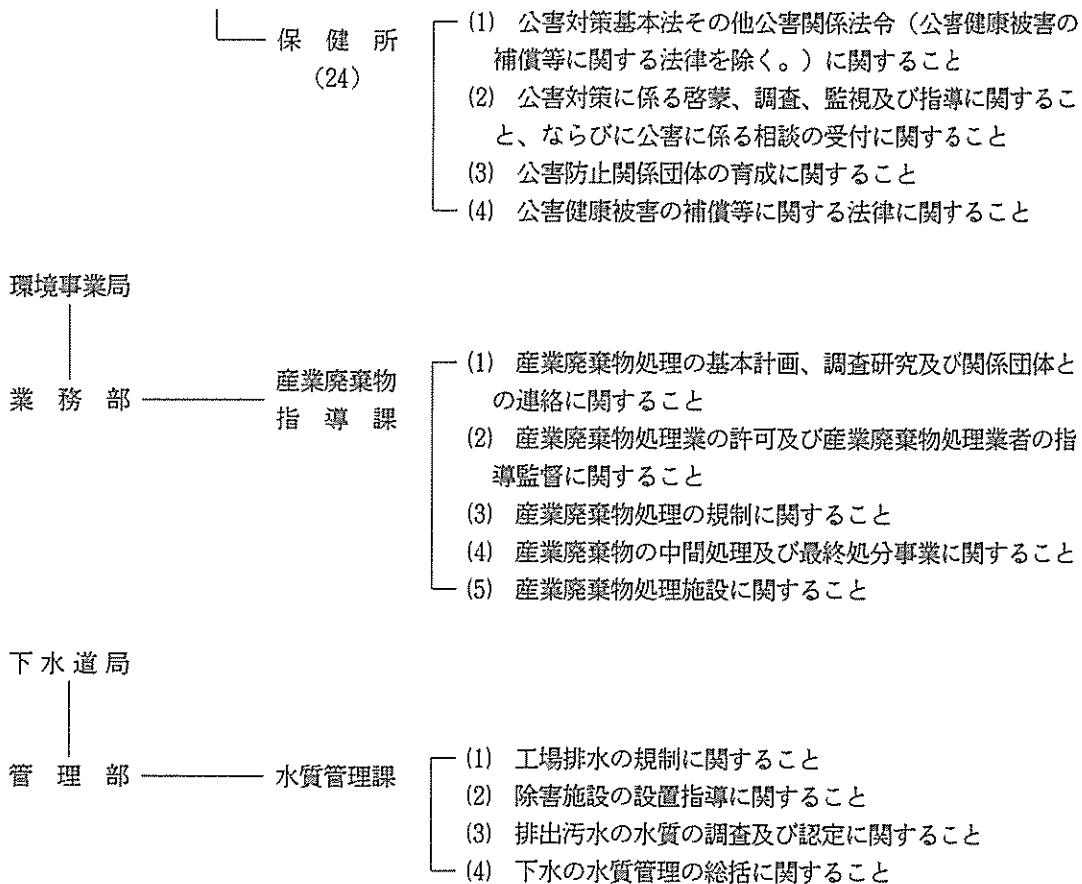
(単位:千円)

下水道局	建設局	港湾局	経済局	教育委員会	計画局
			(1,800) 0		
(6,486,632) 6,835,803	(136,100) 118,700	(590,320) 935,200	(37,909) 38,907		
(2,824) 306	(1,772,336) 1,632,936	(31,139) 32,151	(12,513) 12,733		
				(65,044) 80,598	
	(136,000) 216,000		(44,257) 59,180		(840) 854
	(6,246,368) 8,304,607			(24,000) 36,000	
			(1,058) 1,760		(2,418) 2,418
(6,489,456) 6,836,109	(8,290,804) 10,272,243	(621,459) 967,351	(97,537) 112,580	(89,044) 116,598	(3,258) 3,272

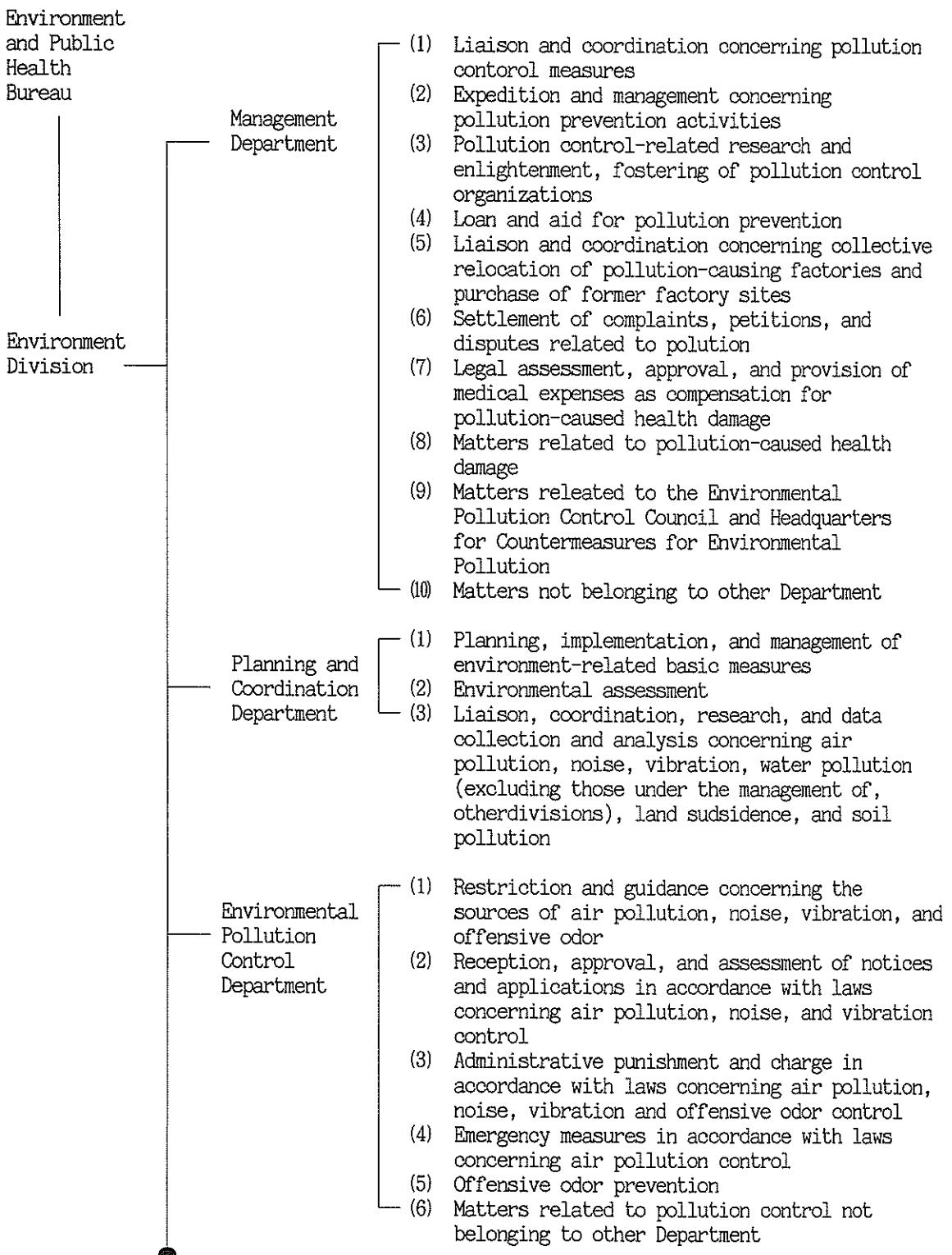
()は前年度予算

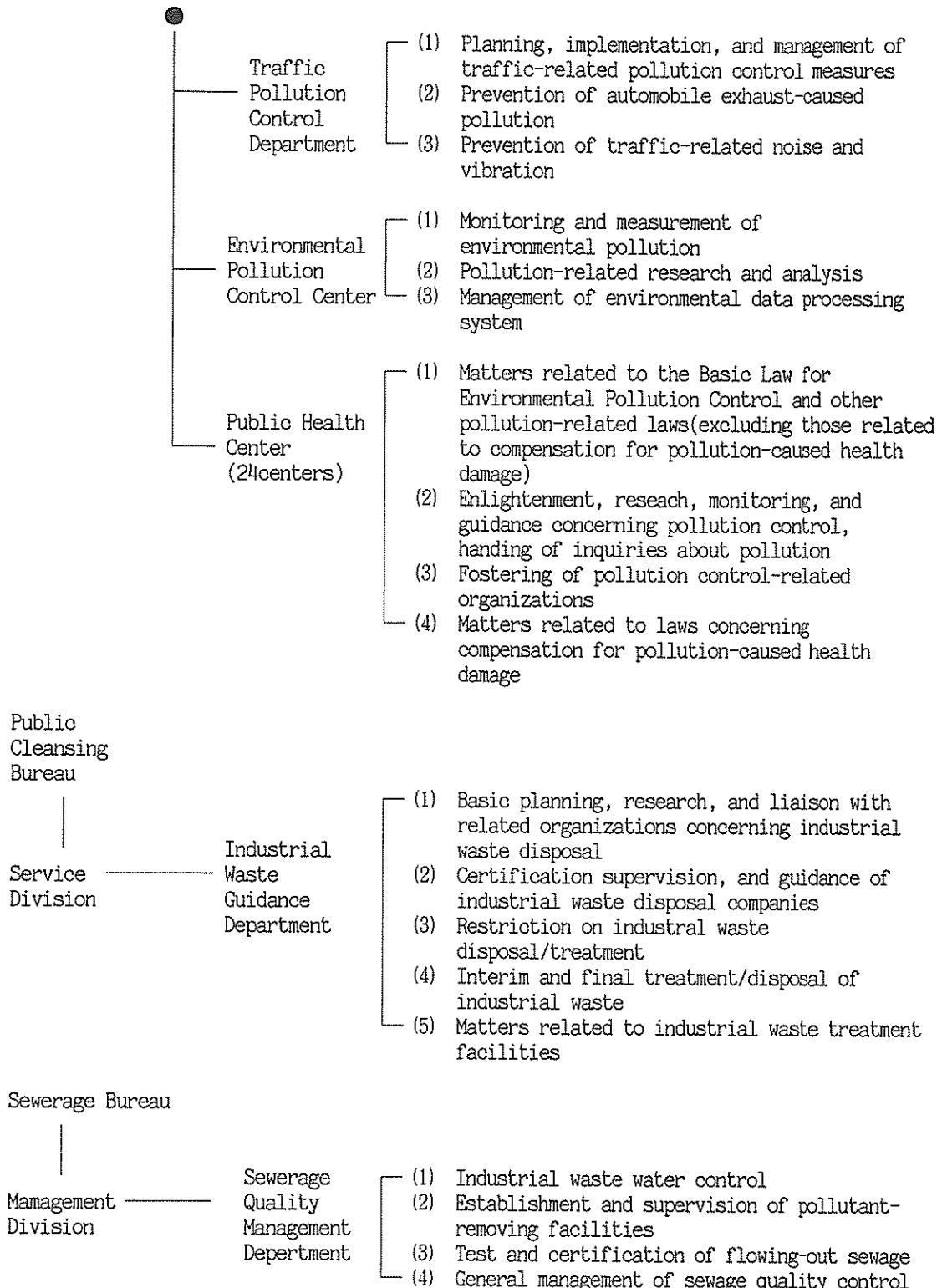
公害規制関係組織機構 (平成4年4月1日現在)





Pollution Control-related Organizational Structure





公害関係協議会等一覧表

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市公害対策審議会 (37. 3. 31)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 元大阪市立大学 理学部教授 斎藤 行正	委員 30名	公害関係諸問題についての重要事項の調査及びその対策の審議に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄物・総合調査・環境アセスメント制度検討の6部会を設置)
2	大都市公害主管局长会議 (44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 東京都 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 大神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 仙千葉市	公害行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、公害行政の効果的増進に資することを目的とする。
3	大阪府市環境行政連絡協議会 (42. 1. 10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市交互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な環境行政の推進を期する。
4	大阪府市長会行政部会公害問題主担者会議 (45. 4. 1)	大阪府市長会	府下 31 市	大阪府下各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協議会連合会 (35. 11. 16 — 大阪市煤煙防 止会連合会とし て)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 城東区都市環境協議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究会ほか 23団体	公害発生関係事業主により環境保全関係諸調査研究、啓発等の自主実践活動を行うほか、自治体の環境行政に協力し、対策の実を挙げる。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
6	全国大気汚染防止連絡協議会 (38. 10. 1)	東京都及び大阪府 (常任幹事)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望
7	近畿大気汚染常時監視連絡会 (50. 9. 9)	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山县 奈良県 滋賀県 大阪市 京都府 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市	(目的) 大気に係る汚染の広域性にかんがみ、近畿関係府県、市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情報の通報、監視技術及び知識の向上に資するための調査研究を行う。
8	大阪自動車公害対策推進会議 (43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局交通公害課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (議長) 大阪府知事 中川 和雄 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など22団体	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをを行う。 (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害対策に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
9	七大都市自動車技術評価委員会 (50. 2. 1)	川崎市	東京都市 横浜市 名古屋市 京都都市 大阪都市 神戸市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。
10	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都府 大阪府 神戸市 広島市 北九州市	<p>(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項</p>
11	(社)瀬戸内海環境保全協会 (51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県	<p>(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する</p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			愛媛県 福岡県 大分県 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 など40団体	る思想の普及及び意識の高揚 (2)瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3)瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4)瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供
12	大阪湾海水汚濁対策協議会 (47. 11. 21)	(事務局) 和歌山県 保健環境部 環境調整課 (代理理事) 和歌山県知事 仮谷 志良	大阪府 兵庫県 歌山県 大阪市 大岸和田市 堺市 泉大津市 貝塚市 高野市 泉南市 忠石市 田尻町 崎町 岩南町 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 淡路市 東和歌山市	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること。 (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 定道 成美	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圈整備局 水質源開発公団 阪神水道企業団 大阪府 京都府 滋賀県 三重県 奈良県 兵庫県 大高市 大阪市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。 (1) 淀川の水質保全に関する必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
14	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (42. 5. 12)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 定道 成美	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。 (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
			大阪狭山市 河南町 太子町 美原町 千早赤阪村 奈良市 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 樅原市 桜井市 御所市 王寺町	(3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 定道 成美	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圈整備局 大阪府 兵庫県 阪中市 大豊町 吹田市 摂津市 萩原市 高槻市 池面町 箕面町 能勢町 能勢町 豊能町 尼崎市 伊丹市 川西市 宝塚市 猪名市 神戸市 安土地改良区	(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。 (事業) (1) 水質保全に関する広報及び他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
16	大阪地盤沈下総合 対策協議会 (36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部計画調整課 (会長) 大阪市長 西尾 正也	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤 沈下防止に関する総合対策の樹 立並びにその実施の促進に必要 な事業を行う。
17	大阪エネルギー技 術問題懇談会 (55. 4. 30)	(社)大阪工業会 (会長) 鴻池 藤一	大阪府 大阪市 (社)大阪工業会 他	(目的) 行政・産業界相互の立場からエ ネルギー問題の解消をめざし、 省エネルギーの推進とローカル エネルギーの開発を重点的にと りあげ、府域の効率的なエネル ギー対策に寄与することを目的 とする。
18	近畿府県主要都市 騒音振動連絡会 (48. 10. 31)	加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山县 大神市 京都市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換 情報・資料交換等を通じて、公 害行政の改善及び効果的な推進 を図る。
19	四市悪臭公害連絡 会 (56. 5. 29)	加盟都市持回り	大阪市 京都府 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情 報・資料交換を通じて都市にお ける悪臭対策の円滑な推進を図 る。

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
20	道路交通公害対策連絡会 (60. 11. 6) (63. 12. 2改称)	(庶務) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害 対策課 (会長) 大阪市環境保健局 環境部長 水谷 利春	建設省近畿地方建設局 大阪府警察本部 大 阪 市 阪神高速道路公団	(目的) 大阪市域内における道路交通騒音振動問題の防止に関して、有効適切な対策の検討並びに調査研究及び問題発生に対する円滑な処理を図るために、情報及び意見の交換を行う。
21	大阪国際空港騒音 対策協議会 (39. 10. 16)	(事務局) 伊 丹 市 (会長) 伊丹市長 矢埜 興一	豊 中 市 伊 丹 市 伊 川 西 市 池 田 市 宝 塚 市 尼 嶠 市 西 宮 市 箕 面 市 大 阪 市 吹 田 市 芦 屋 市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその促進 (3) 騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4) その他必要な事項
22	全国民間空港関係 市町村協議会 (42. 2. 23)	(事務局) 伊 丹 市 (会長) 伊丹市長 矢埜 興一	全国の民間空港に 関係する84市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
23	大阪国際空港騒音 対策委員会 (40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長 間瀬 孝一	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 兵庫市 伊丹市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 航空公害防止協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に関し、その実態を調査し、資料収集を行い、これに基づく騒音防止に必要な措置について協議する。
24	大阪国際空港調定 事項促進協議会 (50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 騒音対策センター (座長) 大阪航空局次長 石濱 正彦	調定団 運輸省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 航空公害防止協会 大阪市 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提示された調定条項及び個別事項の具体化を促進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25	公害補償地域(大気系)連絡協議会 (47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市 川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 南三重町(三重県) 大阪市 吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉前郡 備前市 北大牟田市	(事業) (1) 国に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他
26	近畿環境担当部局 長会議 (61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局環境政策課	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 和歌山県 滋賀県 京都府 神戸市	環境問題に関する意見交換、情 報交換等を行い、近畿地域の各 府県及び政令指定都市における 環境行政の効果的な推進に資す ることを目的とする。

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
27	近畿ブロック産業 廃棄物処理対策推 進協議会 (59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 兵庫県 神戸市 尼崎市 姫路市 奈良市 和歌山市 和歌山市	広域的視野にたった相互協力を 密にし、近畿圏における産業廃 棄物行政の実務の円滑な遂行に 努め、もって産業廃棄物対策の 推進を図ることを目的とする。
28	全国アメニティ推 進協議会 (63. 6. 30)	横浜市	94市町村が加盟 贊助会員として、 36道県が加盟	市町村（特別区含む）が快適環 境づくり（うるおいとやすらぎ に満ちたアメニティタウンづく り）に取り組むとともに、相互 に連携を深め、英知と創意を結 集することにより、地域の特性 を生かした個性豊かな快適環境 づくりの全国的推進とアメニティ 意識の高揚を図ることを目的 とする。
29	公害防止計画推進 市区町村協議会、 (平成 2. 6. 1)	大阪市	公害防止計画策定 437市区町村が加 盟	全国の公害防止計画策定地域の 市区町村が緊密な連携を図り、 公害防止に関する協力体制を確 立して公害防止事業を推進する ことにより地域の環境改善に資 することを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
30	大阪電気自動車コミュニケーション事業推進協議会 (H 3. 8. 8)	(事務局) (財)都市交通問題調査会 (会長) 大阪市助役 阪口 英一	大 阪 市 大 阪 府 関 西 電 力 (株) ダイハツ工業(株) 日 本 電 池 (株) (財)都市交通問題調査会 他	自動車公害問題の解決を図るために、低公害な電気自動車の導入や共同利用ができる急速充電スタンドの整備を行い、電気自動車の大量普及に向けた試験研究を目的とした事業を行う。

公 告 年 表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
明治10年 (1877) 11年			5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造所（鉄工所、かじや、風呂屋）取締規則制定
17年				<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬川（栃木県）で足尾銅山鉱毒が著しくなる
18年				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
21年				<ul style="list-style-type: none"> ・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が広がる
22年	4月	○大阪市制施行（東・西・南、北の4区）		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転）制定
23年 24年			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱業条例公布（明25.6.1施行） ・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
27年	3月 10月	○初めて下水道改良事業に着手 ○市営桜宮浄水場完成（水道事業開始）		
29年			2月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された）制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定（庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制）	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法制定
34年			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（社会問題化）
44年			3月	<ul style="list-style-type: none"> ・工場法制定
大正 3年 9年 10年 (1921)	3月 5月	○木津川焼却場開設 ○市庁舎、現在地に落成	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令）制定

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
大正11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所でばいじん量の測定開始		・神通川（富山県）流域に奇病発生
13年				
14年	4月	○衛生部衛生課を保健部と改称 ○市域大拡張（44カ町を編入）		
昭和2年 (1927)				
3年				
5年		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
6年	10月	○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明 ○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始 ○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定方に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
7年				
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、當時測定を開始		
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9月	・保健所法公布
13年	2月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称 ○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称 ○保健所に環境衛生監視員設置	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
26年	3月	○工業用水道創設事業に着手		・横浜ゼンソク多発
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・水俣病患者発生
29年	4月	○工業用水道条例制定	4月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正） ・清掃法改定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行	6月	・工業用水法制定
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	7月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる	12月	・水質保全法制定
	7月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立		・下水道法制定
34年	11月	○ばい煙防止月間はじまる	3月	・工場排水規制法制定
	4月	○地盤沈下防止条例公布	12月	・工場立地法制定
35年 (1960)	11月	○大阪市煤煙防止会連合会（現大阪市都市環境協議会連合会）設立	7月	・(社)大気汚染研究全国協議会設立
36年	4月	○地下水くみ上げ施設（クーリングタワー）転換融資と助成措置の実施	12月	・地盤沈下対策都市協議会設立
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		・四日市ぜんそく多発
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
	4月	○大阪市公害対策審議会設置	6月	
			8月	
38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの観測実施	7月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・ばい煙規制法制定
39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月	・東京にスモッグが続き問題化
			7月	・工業用水法改正（地盤沈下対策の強化を図る）
			10月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	5月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・厚生省に公害課設置
			11月	・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発
			12月	・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月	・大阪国際空港騒音対策協議会設立
			10月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ 12項目の権限を委任される ○大阪府市公害行政連絡協議会 設立	6月	・下水道整備緊急措置法制定 ・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	2月	○大阪市総合計画基本構想（マ スター・プラン）発表	8月	・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定
	4月	○大阪港海水汚濁防止対策協議 会設立 ○大阪市公害防止設備資金融資 制度設定		・船舶の油による海水の汚濁の 防止に関する法律制定 ・公用飛行場周辺における航 空機騒音による障害の防止等 に関する法律制定
	5月	○大和川水質汚濁防止連絡協議 会設立	9月	・四日市ぜんそく事件訴訟提起
	43年 4月	○大気汚染管理センター設置 ○大阪自動車排出ガス対策推進 会議設立	3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
	7月	○大気汚染管理センター完成に より、大気汚染モニタリング ステーション11ヶ所をテレメ ーター化	6月	・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定
	8月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡 協議会設立	8月	・都市計画法制定 ・水銀による環境汚染防止暫定 対策要領の通達（厚生省）
	11月	○市独自によるスマッグ情報の 発令開始	12月	・カネミライスオイル中毒患者 多発 ・自動車排出ガス規制の開始 （ガソリン車のCO規制）
	44年 4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議 会設立 ○衛生局環境衛生課から公害指 導課が独立	2月	・二酸化いおうの環境基準閣議 決定
	8月	○此花区内主要6社から公害防 止計画書を提出	5月	・初の公害白書を国会に報告
	10月	○「ビル暖房の規制について」 大阪市公害対策審議会から答 申	6月	・新車の排出ガス規制強化 (CO濃度2.5%)
	12月	○大気汚染による疾病多発地区 として、西淀川区が地域指定 される ○「公害に係る健康被害の救済 に関する大阪市の方向づけに ついて」大阪市公害対策審議 会から答申	10月 11月 12月	・大阪府公害防止条例制定 ・10大都市公害主管局部長会設 立 ・公害に係る健康被害の救済に 関する特別措置法制定
45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会 条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣 議決定
	2月	○公害被害者に対する医療費、 医療手当の支給開始	4月	・公害被害者救済制度スタート
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導 課と公害規制課となる。	6月	・水質汚濁に係る環境基準閣議 決定 ・公害紛争処理法制定
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対 策推進会議設立		・ハイオクタンガソリンを規制 し、自動車排出ガス中に含まれ る鉛半減対策を発表（通産）

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和45年	6月 7月 8月 12月	○西淀川区大気汚染緊急対策に着手 ○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立 ○西淀川区公害特別機動隊設置 ○大阪市公害対策本部設置 ○此花区特別対策に着手 ○此花区公害特別機動隊設置 ○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	7月 8月 12月	<p>省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都に光化学スモッグ発生 ・米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省) ・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定 ・田子の浦ヘドロ問題化 ・中央公害対策本部設置を閣議決定 ・使用中の自動車のCO規制スタート ・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等) ・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律等の公害関係14法制定、改正
46年	1月 2月 4月 6月 8月 10月 11月 12月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出 ○(附)大阪産業廃棄物処理公社設立 ○バス専用、優先レーン対策の実施 ○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設 ○大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン'71)策定 ○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立 ○木津川周辺特別対策機動班設置 ○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	3月 5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府公害防止条例制定(全面改正) ・騒音に係る環境基準閣議決定 ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定 ・悪臭防止法制定 ・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁) ・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足 ・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生 ・中央公害対策審議会発足 ・新潟水俣病事件新潟地裁判決 ・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・いおう酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府) ・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和47年	1月	○ P C B に係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○ 国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○ 大阪港に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
	7月	○ 国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に關し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 ・自然環境保全法制定 ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定） ・四日市ぜんそく事件津地裁判決
	9月	○ 市公用車に排出ガス防止装置取付け	8月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
48年	1月	○ 大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	10月	・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキ一法）告示
	3月	○ 水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定	11月	・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
	4月	○ 地区别機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	12月	・大阪地域公害防止計画策定 ・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制） ・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	6月	○ 大阪市公害被害者の救済に関する規則の制定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）	1月	・大阪府自然環境保全条例制定 ・熊本水俣病事件熊本地裁判決 ・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定 ・「公害に係る健康被害賠償制度について」中央公害対策審議会から答申
	7月	○ 「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申 ○ 「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申 ○ 「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見 ○ 悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	3月	・大気汚染に係る環境基準告示 ・第1回環境週間の実施
			4月	・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
			5月	・窒素酸化物排出基準設定
			6月	・大阪府環境管理計画策定 ・都市緑化保全法制定 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ・公害健康被害補償法制定 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ・航空機騒音に係る環境基準告示
	8月		10月	
			12月	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和48年 49年 50年 (1975)	11月	○北港処分地一部使用開始 ○クリーンエアプラン'73(大気汚染防止基本計画)策定	1月 2月 3月 4月 5月 6月 9月 11月 2月 5月 7月 8月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガスの量の許容限度設定(50年度規制) ・大阪国際空港公害訴訟判決(大阪地裁) ・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)制定 ・名古屋新幹線公害訴訟提訴 ・国立公害研究所発足 ・大阪国際空港周辺整備機構設立 ・自動車排出ガス量の許容限度設定(軽油車のディーゼル黒煙等) ・国土利用計画法制定 ・大気汚染防止法の一部改正(硫黄酸化物の総量規制導入) ・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申 ・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定(大阪市・堺市ほか) ・P C Bを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定(51年度規制) ・千葉川鉄公害訴訟提起 ・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示 ・六価クロム禍問題全国的に広がる ・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置 ・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1~3ホン引下げる)の告示 ・水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋川、平野川) ・大阪空港騒音調定成立
	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置		
	7月	○分区が実施され、26区となる		
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始		
	9月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止 ○共同利用施設完成(北中島、三国、東三国、西三国) ○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画を策定		
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(12区)		
	12月	○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始		
	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請(国道43号線西淀川区出来島)		
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画について」大阪市公害対策審議会から意見		
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施		
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見		
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管		
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施		
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和50年			11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決（大阪高裁）
			12月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
51年	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長） ・振動規制法公布 ・国道43号線公害訴訟提起 ・悪臭防止法の一部改正（悪臭物質に3物質追加） ・六価クロム化合物含有鉻さい環境汚染調査結果発表 ・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定
	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	11月	・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・大阪国際空港にエアバス就航 ・環境保全長期計画策定（環境庁）
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	6月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申 ○転地療養施設を長尾病院に変更	8月	・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施 ・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
	10月		9月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
			11月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申
			12月	・「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の
昭和53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	・大阪地域公害防止計画再策定
			4月	・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
				・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布
				・西淀川公害訴訟提起
				・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
				・自動車排出ガス昭和53年度規制実施
				・大阪国際空港に国際線エアバス就航
				・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
				・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	7月	・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	10月	・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
			11月	・国立水俣病研究センター設置
				・大阪府二酸化窒素専門家会議設置
			1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
			2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
			3月	・「水質の総量規則に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
		○水質常時監視システム稼働開始	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
			5月	・ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施
			6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表 ・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和54年	7月	○O E C Dのセミナー（都市交通と環境）に市長出席	8月	の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減基本方針を策定 ・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示 ・NOx固定発生源第4次規制実施
55年	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	1月	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県） ・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	4月	・大阪府等20都府県の化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣） ・「環境影響評価法案要綱」を関係閣僚会議了解 ・「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	5月	・化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画を告示（大阪府） ・燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府） ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	6月	・大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示 ・既設施設についての窒素酸化物の第3次排出基準適用 ・熊本水俣病第3次訴訟提起 ・中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
			9月	・重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ディーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する57年規制を告示 ・名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決
			11月	・地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁） ・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和55年			11月	「律の延長について」を意見具申 ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申
	12月	○沿道環境調査検討会設置	12月	・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効 ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告
56年			1月	・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申
	3月	○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置	3月	・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長
	6月	○環境庁設置10周年記念講演会	4月	・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復宿を実施	6月	・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布
			8月	・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示
			9月	・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布
			10月	・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
			11月	・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和56年 57年	6月 8月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称 ○産業廃棄物実態調査 ○全下水処理場の高級処理化達成	12月	• 大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し • 「環境庁十年史」発行 • 大阪府環境総合計画概案発表 • 初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決
			2月	• 大阪湾広域臨海環境整備センター設立 • 川崎公害訴訟提起
			3月	• 大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度） • 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）
			6月	• 中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び磷に係る環境基準及びその測定について」答申
			10月	• 大阪府環境総合計画策定 • 湖沼の窒素及び磷に係る環境基準の設定
			11月	• 内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
			12月	• 大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 • 廃棄物処理法施行令の一部改正（「建設木くず」の産業廃棄物指定）公布
			3月	• 中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 • 環境美化行動の日設定
			4月	
			5月	
58年	5月 6月	○クリーンウォータープラン'83（大阪市水域環境保全基本計画）策定 ○第1回環境月間（1～30日） ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策のすすめ方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	7月	• 中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			8月	• ディーゼル車（直噴式）のNOx 58年規制実施
			9月	• 川崎公害第2次訴訟提起

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和58年			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法案」衆議院解散の伴い審議未了につき廃案
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン（大阪市大気環境保全基本計画）策定	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮問
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府環境影響評価要綱」制定
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布（60年3月施行）
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価の実施について」閣議決定
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定 ・中央公害対策審議会「窒素及び磷に係る排水基準の設定について」答申 ・「湖沼水質保全基本方針」公表
			3月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「名水百選」発表
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
			8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（小型ボイラーを規制対象に追加）
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決（福岡高裁）
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
		○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置		<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的考え方について」答申
	11月	○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中長期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書をとりまとめる		
	4月	○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	4月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・瀬戸内海関係13府県知事「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国道43号線訴訟第1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申 ・環境庁「環境保全長期構想」公表
62年	3月	○「環境データ処理システム」導入	1月 3月 5月 9月 10月 12月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁） ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する政令」公布（63年3月1日施行） ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx62年規制実施 ・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第一種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表
63年	4月	○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称変更ならび		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和63年	4月	<p>に新設を行う (環境管理課・計画調整課・ 環境保全課・自動車公害対策 課・環境汚染監視センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「建設作業に係る指導方針」 実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費 助成制度」発足 	5月 6月 8月	<ul style="list-style-type: none"> • 「特定物質の規制等によるオ ゾン層の保護に関する法律」 公布 (63年5月20日施行) • 地球規模の環境問題に関する 懇談会報告公表 • 環境庁、地球環境保全対策を 推進するため「地球環境保全 企画推進本部」を設置 • 中央公害対策審議会「水質汚 濁防止法の規制対象事業場の 追加等について」答申 • 「水質汚濁防止法施行令及び 瀬戸内海環境保全特別措置法 施行令の一部を改正する政 令」公布 (規制対象事業所と して、共同調理場、飲食店等 を追加: 10月1日施行) • 環境庁「特定建設作業に伴っ て発生する騒音の規制に関す る基準の一部を改正する件」 告示 • 千葉川鉄公害訴訟一審判決 • 環境庁、テレビ、ラジオを通 じ、「二酸化窒素予報事業」 を実施 • 環境庁「窒素酸化物対策の新 たな中期展望」公表 • 福岡空港航空機騒音公害訴訟 第一審判決 • 環境庁「自動車排出ガスの量 に関する許容限度改正」の告 示 • 「オゾン層保護のためのウイ ーン条約」日本国について発 効
	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月~1月)	11月	
	12月	○「大気汚染防止推進月間」と してNO _x に関するキャンペ ーンを展開	12月	
平成元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素 酸化物削減指導要領」を策定 (2月1日施行)	昭和 64年 1月	<ul style="list-style-type: none"> • 「オゾン層を破壊する物質に 関するモントリオール議定 書」日本国について発効

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成元年	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	平成元年 2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」諮問（3月13日答申） ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問 （3月18日答申）
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加：10月1日施行） ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置（水濁法一部改正）
	7月	○大阪市低公害車普及助成制度発足 ○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申		・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備）平成元年12月27日施行
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	9月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布（悪臭物質に新たに4物質を追加）平成2年4月1日施行 ・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月から1月）		
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気	12月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定す

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他の活動
平成元年	12月	○汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	る等、法律改正に伴う改正) 平成元年12月27日施行 ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度の在り方について」諮問(平成2年3月16日答申)
2年	3月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表	4月	・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月	○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入	5月	・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月	○「ノーマイカーデー」実施 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	6月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(生活雑排水対策の推進を追加) 平成2年9月22日施行
	9月	○暮らしと環境フェアを3日間にわたって開催 (低公害車フェア同時開催) ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊	7月	・大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立 ・環境庁「地球環境部」を新たに設置
			8月	・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表
			10月	・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加) 平成3年2月1日施行

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 2年 3年 (1991)	11月 2月 3月 4月 6月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月) ○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申 ○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議 ○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定 ○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示された	10月 2月 3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都「自動車交通量対策（中間報告）」を発表 ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申 ・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策の在り方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山） ・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申 ・大阪府低NOx機器普及促進方針制定 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 (一部平成3年3月30日付は平成4年1月1日から施行) ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布 (法律の有効期限10年延長) ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第一次訴訟第一審判決（大阪地裁） ・水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 3年	7月	○「大阪市環境管理計画（E P O C21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「U N E P国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壤の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申 ・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加） ・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準について」告示
	8月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣	8月	
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査ならびに騒音測定・防止技術研修を実施	9月	・「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表
	1月	○財団法人「地球環境センター」を設立	10月	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表
	3月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施	11月	・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表
			12月	・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）
			1月	・「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
			2月	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮詢及び答申
			3月	・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・新潟水俣病第二次訴訟判決（新潟地裁）

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
平成 4年	4月 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大阪市低NOx機器普及促進方針」を策定 ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮詢 ○「国連環境開発会議」公式関連行事「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコプラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加 	5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団法へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」公布